

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を 改正する法律案」の早期成立について

日ごろから全国町村会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月末をもって失効する現行過疎法につきましては、この度各党のご努力によりまして、内容を拡充し、6年延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」が合意されました。

これも、ひとえに貴台のご理解、ご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。次第です。

今回拡充が予定されている過疎債のソフト事業につきましては、地域の厳しい状況に直面しつつ、来年度の予算編成に苦慮する町村においても極めて期待が大きく、早急に具体的な内容が明らかにされることを強く望んでおります。

つきましては、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」を速やかに成立させていただきますよう、お願いを申し上げます。

平成22年2月17日

全 国 町 村 会